

追加型投信／国内／株式

運用実績

基準価額 20,710円

前週比 ▲464円

純資産総額 2,207百万円

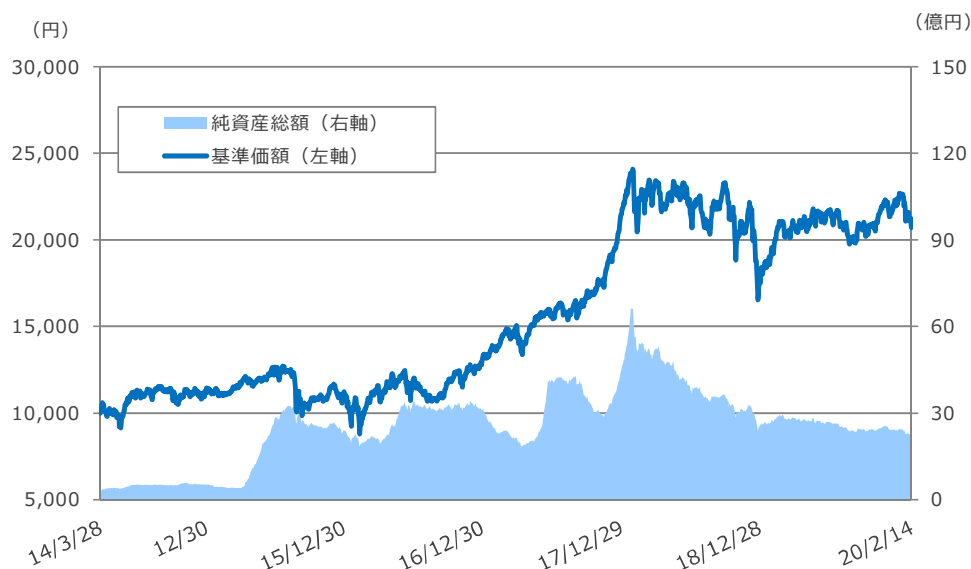
※基準価額は信託報酬控除後の値です。

※前週比は応答日が祝日等の場合には、前営業日のものとの比較を記載しています。

ハイ・ウォーター・マーク 22,970円

ファンド設定日：2014年3月28日

基準価額等の推移



※基準価額は信託報酬控除後の値です。

資産構成 (単位：百万円)

本ファンド	金額	比率
マザーファンド	2,196	99.5%
現金等	11	0.5%
マザーファンド	金額	比率
国内株式	12,339	96.8%
現金等	409	3.2%

※本ファンドは、小型成長株・マザーファンドを通じて実質的に株式に投資しています。
 ※現金等には未収・未払項目などが含まれるため、マイナスとなる場合があります。

期間収益率

設定来	1週間	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年
107.1%	-2.2%	-8.1%	-1.3%	-0.8%	3.2%	49.9%	87.8%

※期間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出した税引前分配金再投資基準価額により計算しています。

※応答日が祝日等の場合には、前営業日からの収益率を記載しています。

収益分配金 (税引前) 推移

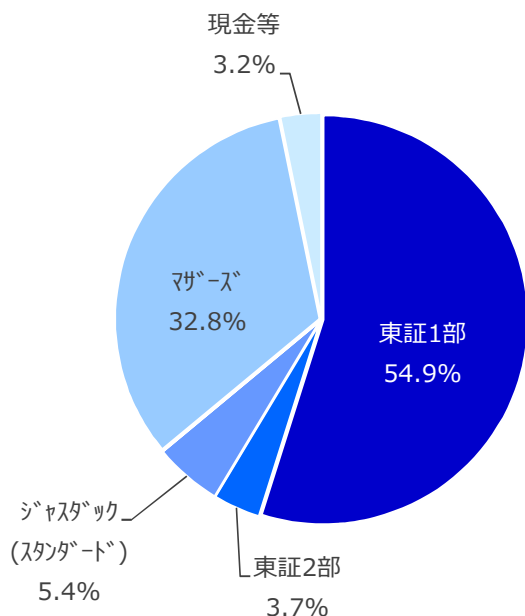
決算期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	設定来累計
決算日	2017/12/22	2018/6/22	2018/12/25	2019/6/24	2019/12/23	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※収益分配金は1万口当たりの金額です。

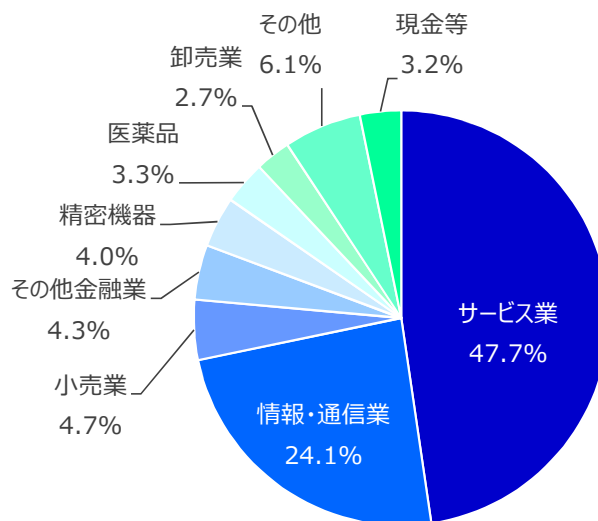
追加型投信／国内／株式

マザーファンドの状況

市場別組入比率



業種別組入比率



組入上位10銘柄

	証券コード	銘柄名	市場区分	業種	比率
1	7780	メニコン	東証1部	精密機器	4.0%
2	3916	デジタル・インフォメーション・テクノロジー	東証1部	情報・通信業	3.9%
3	7191	イントラスト	東証1部	その他金融業	3.8%
4	6565	A B ホテル	ジャスタック(スタンダード)	サービス業	3.7%
5	6539	M S - J a p a n	東証1部	サービス業	3.6%
6	3939	カナミックネットワーク	東証1部	情報・通信業	3.6%
7	6200	インソース	東証1部	サービス業	3.5%
8	6036	K e e P e r 技研	東証1部	サービス業	3.5%
9	6544	ジャパンエレベーターサービスホールディングス	東証1部	サービス業	3.4%
10	9416	ビジョン	東証1部	情報・通信業	3.1%

組入銘柄数

56銘柄

※組入比率はいずれもマザーファンドの純資産総額比です。四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

※本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行っているため、マザーファンドの運用状況を表示しています。

投資助言会社からのコメント

活動メモ

日本経済新聞の報道によると、日本政府が各省共通の基盤システムを米国の「アマゾンドットコム」傘下のクラウド企業に発注する調整に入ったようです。この「クラウド（クラウドコンピューティング）」という言葉は一般的にも広く使われるようになりましたが、改めて定義を確認すると、利用者自身がインフラ（サーバーやストレージ、ネットワーク）やソフトウェアを持たなくても、インターネットなどを通じて必要な時に必要な分だけサービスを利用できる仕組みを指します。

米国政府では、クラウド利用を原則とする政策を既に2010年頃から開始しており、中央情報局や国防総省のような機密情報を扱う機関でも積極的にクラウドを採用してきました。日本政府でも2018年6月に、各省庁のシステムについて原則クラウドにする方針を打ち出しており、今回の報道はこの方針に基づいた動きと言えます。各省庁が自前で管理・保有している現在のシステムに比べて、クラウドに移行することでコストが抑制できるほか、デジタル技術の更新も容易になることが期待されます。これまで民間企業に比べて公共機関向けではセキュリティなどの観点からクラウドの普及が遅れていましたが、これをきっかけに地方自治体でもクラウドの利用が広がる可能性があります。

クラウド基盤自体の提供では、米国や中国発のグローバルIT企業が巨大な資金力を背景に世界市場を席巻している状況ですが、クラウド環境の上で具体的なソフトウェアを提供する「SaaS（Software as a Service）」の領域では、多くの日本企業が日々新しいサービスを生み出しています。クラウドサービスは旧来型のシステムに比べて機能の更新がしやすくなる一方、サービスを提供する企業側にとっては、常に利用者のニーズを把握し、日々機能改善していくことが求められます。こうした環境変化にも柔軟に対応しつつ、革新的なサービスを生み出せる企業にとっては大きな成長機会となりえましょう。

組入銘柄のご紹介：～プロレド・パートナーズ（7034）～

今週は、「完全成功報酬型」のコンサルティングサービスで成長を遂げている「プロレド・パートナーズ」をご紹介します。固定報酬型が一般的な経営コンサルティングの業界において同社は異色の存在です。社名はプロフェッショナルの「Pro」と、情熱の赤「red」を組み合わせたもので、常にプロフェッショナルかつ情熱的な集団でいたいという想いを示しています。

主力のメニューは、「間接材」（生産に直結しない経費・購買品）のコスト削減に関するサービスです。具体的には、電気・ガス・水道などのエネルギーコスト、コピー料金や通信費などのオフィス系コスト、ビル管理・保守費などの施設系コスト、クレジットカードや保険などの金融系コストなど、幅広い領域を対象としています。同社は顧客企業の立場で、実際の使用状況を詳細に調査した上で条件・仕様の見直しを行い、さらに業務改善も組み合わせることでコストを削減し、その成果の一部を報酬として受け取ります。成功報酬であるため、顧客にとってはリスクなしでコスト削減ができる良いサービスですが、同社には成果がでるまで報酬が入ってきません。しかし同社では、成果の確認方法からトラブル時の報告方法、それらを反映した契約書の作成、成功報酬の受け取り方、IT活用や業務の標準化による内部の効率化など、細かいノウハウを積み上げることでビジネスを軌道に乗せており、他社がまねできない強みとなっています。

さらに最近では、「直接材」（生産に直結する仕入）のコスト削減、「BPR」（ビジネスプロセス改善＝業務改善）によるコスト削減、「売上アップ」といった新メニューにも着手しています。中期計画では、中堅企業が中核業務に専念できる体制づくりをサポートする存在となることを掲げており、上場による認知度や信頼度の上昇に伴う顧客数の拡大に加えて、業務範囲を広げていくことで中期的にも高成長をめざしています。

※本ファンドのマザーファンドに助言しているエンジェルジャパン・アセットマネジメントからのコメントです。

※ご紹介する企業はファンドのコンセプトをご理解いただくためのものであり、個別企業の推奨をする目的ではありません。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

本ファンドは、小型成長株・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて新規公開という、いわば「第2の創業期」を成長の契機として、新たに成長を加速する、企業家精神に溢れた「次代を拓く革新高成長企業」に厳選投資します。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行い、マザーファンドを通じて実質的に日本の株式に投資を行います。
- エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式を投資対象としています。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

価格変動リスク	一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が下落した場合には、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
流動性リスク	株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売れない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。
申込締切時間	原則として午後3時までで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：2014年3月28日）
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	年2回（原則として6月と12月の各22日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては分配金の再投資コースを設けています。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

本資料のご留意点

- 本資料は、SBI アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- 投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に3.3%（税抜：3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、下記①の基本報酬と②の実績報酬を加算した額とします。</p> <p>①基本報酬 ファンドの日々の純資産総額に年1.485%（税抜：年1.35%）を乗じて得た額とします。 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>②実績報酬 本ファンドは信託報酬に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式による実績報酬を受領します。 [実績報酬算出日の決算前基準価額[*] - ハイ・ウォーター・マーク] × 受益権総口数 / 1万 × 13.2%（税抜：12.0%） ※ 決算前基準価額については以下参照。 毎計算期末において、当該日の1万口当たり基準価額（実績報酬控除前の1万口当たり基準価額（「決算前基準価額」））がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。 なお、当該信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>
その他の費用 及び手数料	<p>ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。 ※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p>

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社	SBI アセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）
販売会社	※最終頁をご参照ください。（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

追加型投信／国内／株式

販売会社一覧

金融商品取引業者名		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第44号	○	○		○
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第131号	○	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商) 第140号	○	○		○
株式会社静岡銀行*	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第5号	○	○		
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第175号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○		
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第624号	○	○		
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第52号	○	○	○	

■ 販売会社では、受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。

* 株式会社静岡銀行では、インターネットのみの取扱いです。

ファンドのご購入の際は、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。